

特定家畜伝染病防疫指針の変更について

平成 26 年 11 月
農 林 水 産 省
消 費 ・ 安 全 局

1 背景

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「鳥フル指針」という。）、
「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」、「牛疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」及び「牛肺疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」等の特定家畜伝染病防疫指針については、家畜伝染病予防法第3条の2第6項の規定により、最新の科学的知見及び国際的動向を踏まえ、少なくとも3年ごとに再検討を加え、必要に応じてこれを変更することとされている。

今般、上記の4つの防疫指針の公表から3年が経過することを踏まえ、これらの変更について検討することとしたい。

2 防疫指針見直しの方針（案）

鳥フル指針については、現行の防疫指針下における本病発生事例への対応状況等を踏まえ、以下の事項を中心とした変更を検討することとしたい。

- ① 検査や防疫措置の迅速化、効率化に向けた見直し
（モニタリング対象農場の選定の考え方、異常鶏の通報時の検査手順・報告内容等）
- ② 食鳥処理場における本病発生時の対応の明確化
（畜産部局と衛生部局との役割分担等）
- ③ 農場監視プログラムの運用に係る見直し
（種鶏農場等におけるプログラムの適用期間の見直し）
- ④ 疫学関連農場由来生産物の取扱いの明確化
（疫学関連農場における出荷時のルールを規定）

また、いずれの指針についても、我が国の周辺国における疾病の発生状況、最新の科学的知見及び昨年6月に変更された「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」を踏まえ、より実態に即し、また、関係者の理解がより一層深まるよう、内容の明確化等の観点からも、変更の検討を行うこととしたい。